

くらし安全安心だより

二十歳の皆さんへ

-消費者トラブルに巻き込まれないように-

成人を迎えた皆さんは、これから**自らの責任**で、さまざまな場面で**さまざまな契約**をしていくことになります。今後は、契約にあたって親の同意は必要なく、**自分の意志で自由に契約**することができます。

しかし、契約が自由にできるようになる反面、**契約でトラブルになった場合の責任も皆さん自身が負うこと**になります。成人になったばかりの皆さんを狙う**悪質な業者による消費者トラブルも多数発生**しています。

スマートフォンやSNSが生活の一部になっていますが、**ネット通販でトラブル**になったり、SNSで知り合った人に**マルチ取引やもうけ話の勧誘をされてトラブル**になったりすることもあります。そこで、契約するにあたり気をつけてほしい点をお伝えします。

【アドバイス】

- ★契約責任を負う成人であることを自覚し、**安易な気持ちで契約しない**
- ★「今すぐ決めて」などと契約を急かされても、**その場で契約しない**
- ★簡単に大金を受け取れるなど、**うまい話にのらない**
- ★ネットの情報を鵜呑みにしない。**情報に流されない**
- ★安易にクレジット契約をしない。**借金をしてまでも契約しない**
- ★困ったら消費者ホットライン「**188**」に電話する

※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務（債務整理・過払い金返還請求）などの相談に応じています。

一人で悩まずに、ぜひ相談ください。

二戸消費生活センター

相談時間 平日午前9時～午後4時（☎23-5800）